

平成29年 決算特別委員会（平成29年10月12日）

◆北山委員 ちとせの未来を創る会、北山敬太です。

今回で、3回目の決算質疑となります。例年、決算特別委員会では一体どのような項目をただせばよいものか、非常に頭を悩ますところであります。

歳入歳出に関する会計上の手続及び数値が、正確であったかどうかにつきましては、第一義的に監査委員がチェックをされておりますので、私たち決算特別委員会に指名された委員の役割といたしましては、それぞれの事業が予算書の項目どおりに正しく執行されたのか、あるいは計上された予算が無駄なく効率的に執行されたのか、そして何よりも、市民生活の向上と市民の幸福のために寄与したと言える事業であったかという点をつまびらかにすることだと認識しております。

一昨日から先ほどまで、8名の委員が質疑をされましたが、この経費は無駄ではないか、この方法は改められないか、あるいは、こっちの事業はできないのか等々、さまざまな提案が委員からありましたが、今のやり方がベスト、制度的に難しい、予算がないといったような、なかなかつれない回答が多く、永遠にかみ合わないような議論が幾つかあったようにも感じます。

この溝を埋めて、行政の考え方がよいのか、それとも我々委員の提案がよいの

かについて、双方が納得するという唯一の手だては、市民の意向、また市民の市政に対する満足度をしっかりと確認することに尽きると思います。

正直申し上げまして、この分厚い決算書とにらめっこをしても、それぞれの事業に使われた金目が見えるだけで、事業そのものの効果や市民の評価といったものについては、この中で推しはかることができません。

これらの点を踏まえて、大項目の1では、平成28年度の行政評価と決算の整合性を中心として質疑させていただきます。

また、大項目の2と3は、市民から寄せられました苦情などをもとにお尋ねをしていきたいと考えておりますので、何とぞ簡潔明瞭なお答えをいただきますようお願い申し上げます。

それでは、大項目1、歳出について、行政評価結果との整合性をお尋ねいたします。

まず、平成28年度の事務事業評価表を見ますと、裏面の項目別評価の指標のところなのですが、事務事業の必要性、市の関与の妥当性、経済性、効率性、有効性、手段の妥当性など、これまでの評価指標から、平成28年度の内容が大きく変更されております。

なぜ、昨年度からことしになって評価方法を変更されたのか、その理由をお伺いしたいと思います。

◎千葉企画部長 お答えいたします。

評価指標を変更した理由でございますけども、平成28年度の事務事業評価表から、先ほど委員からも御紹介がありました項目別評価項目であります、必要性、市の関与の妥当性、経済性、効率性、有効性、手段の妥当性の全体につきまして、評価判断基準の項目を細分化したとともに、曖昧な表現など主観的な判断要素を排除し、数値の増減などデータに基づき評価できるように改めまして、評価者にとっては、客観的に評価が行え、評価表を見る市民の皆さんにとりましても、評価理由が明確にわかるような評価に改善したところでございます。

以上です。

◆北山委員 平成28年度の新指標を見ますと、経済性については、前年度に対する総事業費の増減、ふえたか減ったか、それから、効率については、総事業費を活動単位で割った活動当たりのコストで評価するという御説明を受けました。

しかしながら、平成27年度までの事務事業評価シートを見ると、同じ経済性の項目があるのですが、経済性の欄に、実施方法の変更などによりコストを削減する余地はないかとあり、Aが余地はない、Bが余地はあまりない、Cが余地が大きいということで、これが従前の評価項目になっています。

それで、コストカットについては、平成27年度まで、経済性のところで評価する項目になっていたのですが、これに対して28年度では、次の効率性のとこ

ろで、コスト削減傾向にある、コストに大きな変動はない、コストは増加傾向にあるということで、ここでコスト評価をするように変わっているのですけれども、単純に、新指標では、経済性の部分については、前年度より1円でも経費が削減できていればA評価という見方になるのですが、この経済性と効率性について、前年度までの評価から基準が変わってしまったがゆえに、逆に、継続的な整合性がきちんと図られているのかどうか、私の目から見ても非常に疑わしいと言わざるを得ません。

行政評価は、第6期総合計画に掲げた136の施策が、きちんと目標に向かって進んでいるのかどうか、進捗状況を市民に対して明示するためにやっているのだというふうに理解をしております。もし、そうであれば、136の施策の下にぶら下がっている事務事業評価についても、当然、密接不可分な関係にあると思われまます。

どうして、総合計画の途中で評価方法を変える必要があったのか、その意義がどこにあるのか、ここでは全く理解できないのですが、何せこれを見る限りでは、逆に、どこまで進捗したのかをわからなくするためというか、うがった見方をすれば、市民の目をごまかすために評価方法を変えたのじゃないかと勘ぐってしまうような部分もございます。

これらの見直しについて、きちんと、こういう意図で評価方法を変えるという

ことを市民に説明し、また市民の意見を加えて行ったのか否か、行政内部の意向で決めたのか、そこのところをお伺いしたい。

◎千葉企画部長 お答えいたします。

事業コストの評価項目を、経済性から効率性に変更した理由かと思いますが、先ほどの話の続きになるかと思いますが、平成27年度の評価表では、経済性の項目で事業コストについてを、効率性の項目で無駄を省くための作業手順等の改善について評価しておりましたが、両方の項目の評価基準の表現が曖昧であり、主観的な判断になる可能性があったため、この2つの評価項目について、平成28年度からは、評価基準を数値データに基づき客観的に評価できるように見直したところでございます。

そのため、経済性の項目で、総事業費についてを、効率性の項目で、事業コストについて評価することに改めたところでございます。

このことから、事業コストについては、平成27年度には経済性の項目で評価していたのを、28年度から効率性の項目で評価することとしたところでございます。

評価の変更に当たりましては、市民の皆さんから意見を伺っておりませんが、今、市のホームページ等で公開しておりますので、御意見を伺いたいというふう考えております。

以上です。

◆北山委員 今、評価方法を変更した理由については御答弁がありましたけど、
こういうやり方に平成28年度から変えるということは、特別、市民には意見を
聞いていない、行政の恣意で行ったというお答えでした。

これは、一応確認なのですがすけれども、昨年度、所管委員会には報告されてお
りますでしょうか。

◎千葉企画部長 この事務事業評価につきましては、決算前に所管委員会に報告
するというのがステージになっております。

◆北山委員 評価方法を変えたというところも説明されましたか。

◎千葉企画部長 評価方法の変更につきましては、今回の所管委員会でお話を
させていただいているかと思えます。

◆北山委員 平成28年度における事務事業評価291事業、評価シートから
私が拾ったところ、本来指標である成果指標を用いているものが54事業、18.
6%、代替指標を用いているものが237事業、81.4%でした。手拾いしま
したので、一、二、間違っている可能性がございますが、一応、そういう結果で
ございました。

私が、第2回定例会で、総合戦略におけるKPI指標のあり方に関して、ただ
した際に、企画部長から、平成27年度にスタートしたばかりの事業であって、

1年足らずで十分なデータの蓄積ができなかったため、今後は、随時、成果指標、アウトカム指標に改めていきますという旨の答弁をいただきました。

それで、事務事業評価については、平成13年度から導入されて、既に15年経過しております。平成28年度においても、まだ8割以上が代替指標を用いていると、さきの答弁に照らし合わせると、少々矛盾を感じるところでありますが、その主たる理由をお示してください。

◎千葉企画部長 お答えいたします。

代替指標を使用した理由についてでございますけども、行政評価におきましては、事業の対象者と事業目的を定めておりまして、成果指標とは、事業対象者が事業によって得られる満足度や利便性の向上など、事業目的の達成度をはかる物差しであります。

成果指標につきましては、事業目的の達成度を的確に計測できる指標の設定に努めておりますが、成果の達成度を数値で捉えることが難しい事業もございまして、その場合には、事業の実施回数などの代替指標を使わせていただいているところでございます。

ただ、適切な成果指標の設定につきましては、当方としても課題として考えておりますので、今後、指標の見直しについては適時に対応してまいりたいというふうに考えております。

◆北山委員 今、8割の指標については代替指標を用いているわけですから、的確な事業成果をあらわす数値がとれないというお答えだと思います。

それでは、具体的に、事務事業の評価結果について、疑問に感ずる点を、二、三、御質問していきます。

事務事業評価の中で、まず、東京千歳会運営業務についてですが、決算書でいますと168ページ、決算額199万9,213円です。

この事務事業は、事業目的が、千歳市の知名度を高め、移住定住、観光客誘致、企業誘致等につなげるというふうにあります。全国的に、千歳市の応援団を広げて、町をPRしていただくというのは、大変大切で、意義のあることだと思いますけれども、果たして、ロコミで、移住定住や企業誘致にまで波及効果を広げるといったことになるのかどうか、その辺の発想が、ちょっと飛躍し過ぎているかなという感じがしなくもありません。

こちらの成果指標では、本来指標を、観光客、企業の誘致件数としているのですが、東京千歳会の開催が観光客誘致とか企業誘致の実績に、どうかかわっているかということは、これはもう相関関係がはかれないと思いますから、代替指標として、東京千歳会の会員数をここで使っていると。

この中を見ますと、平成26年度の実績値が480人、27年度が498人、28年度が524人と、右肩上がりでふえているのです。そうであるのに対して、

平成26年度から28年まで、ずっと目標値が400人のまま動いていないのです。平成29年度においても、まだ同じ400人のままになっております。なぜ、前年度実績より次年度の目標値のほうが低いのか、その理由をお伺いしたいと思っております。

◎千葉企画部長 ただいま、御指摘がありました東京千歳会の会員数は、代替指標として使われておりまして、この目標値につきましては400人と設定しておりますけれども、今、委員からもお話がありましたように、会員数が順調に増加しておりますので、これにつきましては、平成30年度の事業評価において、数値を見直していきたいというふうに考えております。

以上です。

◆北山委員 次に移ります。

広域行政推進事業について、決算書では167ページで、決算額84万200円です。

この事務事業は、事業目的が、地域の振興を図り、千歳市民の生活の安定、向上を図るというふうになっております。成果指標では、本来指標を広域的な事業数として、代替指標に札幌広域圏組合実施事業数を置いております。

広域的な事業と、札幌広域圏組合実施事業の定義がどう違うのか、全くわからないのですが、このシートを見ますと、平成26年度の目標値が15であるのに

対して、実績値が12。平成27年度は、目標値が12に対して、実績値が10。

平成28年度は、目標値が10に対して、実績値が9。ここまで、前年度の実績値に合わせて、翌年度の目標値が下がっているのです。あげく、平成29年度に至っては、目標値は8になっています。平成28年度の実績値に合わせて、さらに低くなっています。

このように、前年度実績に合わせて目標値を下げていった理由は何なのでしょう
うか。

◎千葉企画部長 お答えいたします。

広域行政推進事業につきましては、石狩管内の8市町村、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村によって構成している札幌広域圏組合において実施する事業数を指標として使っております。

組合における事業は、広域で取り組んでおりますことから、千歳市が独自に増減できるものではなく、近年、組合として、事業の集約化などにより、事業数が減少傾向にありますことから、成果指標の設定に当たりましては、その実情に合わせて目標値を下げていったものでございます。

以上です。

◆北山委員 今、集約化が図られたということなのですが、事業数を減らしたということは、活動指標として、活動量は減っているのですか。集約化して、変

わらないだけの活動量があるのですか。

◎千葉企画部長 組合としての全体的な事業量については減っております。

◆北山委員 それにしても、目標値がどんどん下がっていくと、100点を目指していたのが、90点になっちゃったから、来年の目標を90点にして、今度は70点だから、その次の年は70点を目標にするというのでは、目標値を定めている意味が全くないのじゃないかなというふうに思います。

次に移ります。

事務事業評価について、エコアクション推進事業です。決算書の183ページで、決算額45万3,594円です。

この事務事業は、市役所における温室効果ガスの排出量とエネルギー消費量を削減することを目的として、本来指標を、温室効果ガスの削減率、対平成22年度、非当該年度の排出係数とし、代替指標を、温室効果ガス削減率、対平成22年度比、22年度排出係数というふうになっております。

当該年度の排出係数がはかれず、代替指標にしているという理由はわかりませんが、シートでは、平成28年度の目標値が5.1に対して、実績値が2.0となっております。目標達成率が70%未満で、有効性がC判定となっておりますが、平成27年度の実績値の2.8より達成率が下がった理由は何でしょうか、お伺いをいたします。

◎伊賀市民環境部長 お答えを申し上げます。

エコアクション推進事業につきましては、行政評価の成果指標を、委員がおっしゃったとおり、平成22年度を基準年度とした温室効果ガスの削減目標の達成率としております。

この目標は、市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減目標を設定しました千歳市役所エコアクションプランに基づいておりまして、目標の達成に向け、市独自の環境マネジメントシステムでありますエコアクションにより、取り組みを推進しております。

平成28年度の達成率が、前年度を下回った理由についてでございますが、昨年度は、12月から3月の冬期間に厳しい寒さが続き、気象庁のデータによりまして、同時期の平均気温が、全ての月で前年度を下回る気温となりましたことから、冬期の暖房使用に伴いますエネルギー使用量の増加が主な要因と考えております。

各施設において、分析したエネルギー使用量の増加の要因につきましても、暖房使用量の増加によるとする施設が多く、安全と健康面を考慮すると、やむを得ないものと考えております。

以上でございます。

◆北山委員 排出係数につきましては、累計値というふうにお伺いをしており

ましたが、理由、原因の欄で、最終年度の平成32年度までには、目標値である平成22年度比5%削減を達成できるというふうに書いてございますが、この目標は、平成31年度から供用される第2庁舎におけるエネルギー消費量も加味して設定をされているのでしょうか、お伺いします。

◎伊賀市民環境部長 お答え申し上げます。

現在、進行中の千歳市役所エコアクションプランにつきましては、平成28年度を初年度とし、平成32年度までの5カ年の計画でございます。

目標設定につきましては、これまでの取り組み状況、施設の新設、廃止、及び、改修予定などを考慮した上で、市の全庁的な組織でありますエコアクション管理委員会において審議し、決定したものでございます。

しかしながら、平成31年度に本格的な供用を開始する予定の第2庁舎につきましては、実際のエネルギー使用量及び温室効果ガスの排出量の予測が難しいことから、現計画には反映しておりません。

このことから、第2庁舎の供用開始後の実績が確定した後に、次期計画に反映してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◆北山委員 ありがとうございます。

今、3つの事務事業について、概要をお尋ねしてまいりました。要するに、そ

それぞれの事務事業評価表を市民が見た場合、このシートだけでは、事業の内容を的確に把握することができなと感じます。それでは、行政評価の目的である市民へのアカウントビリティを果たしているということにならないのじゃないかと私は思います。

それから、また、今、例示をしたように、毎年度、実績値によって目標値を下げたり、人件費における職員の関与割合を変えることは実際にはできるのですが、これが可能になると、幾らでも行政の恣意で評価点を操作できることになってしまいます。

そうなっちゃうと、全く正当な評価ができないので、5年間は目標値を下方修正しないとか、人件費の係数などを固定して、事業の推移、進捗が的確に把握できるようなルールを確立すべきじゃないかと考えるのですが、この点の疑問に関して御見解があれば、お聞きをしたいと思います。

◎千葉企画部長 目標値や人件費の変更について、お話をさせていただきますが、各事業の規模、内容などにつきましては、市民ニーズや社会情勢なりに応じて変化するものであります。

事務事業の評価におきましては、その変化を踏まえ、次年度以降の事業について、現状のままの継続や、拡大、縮小など見直しして継続など、今後の方向性も評価しているところであります。

このようなことから、各事業の規模、内容などの変化や見直しに伴い、事業の目標値と、その事業にかかわる職員の人件費につきましては、変更する場合がありますというふうに考えているところでございます。

以上です。

◆北山委員 それでは、次に、施策評価についてお尋ねをしてみたいです。

平成28年度に行った施策評価結果を見ますと、対象の136項目のうち、市民行政アセスの評価対象項目は8つのみで、残りの128項目は行政内部の簡易評価としております。

この簡易評価のうち、進捗がおくれていると判断された施策は、わずか1つだけで、市民行政アセスに採択された8事業についても、縮小とか効率化というような意見が付されたものがないということですから、136事業のうち135事業は順調に進捗したのかなど。

民間企業だったら、あり得ないと疑いたくなるほど、パーフェクトな結果なのですけれども、それでも、136事業のうち128事業もが、内部評価のままでとどまっているというのでは、設置要綱にあります評価の客観性や透明性を確保しているというには、とてもほど遠いと感じます。

そこで、お伺いしますけれども、なぜ、市民行政アセスの評価対象項目を8つに限定して、評価会議の委員数は7名としたのか。これらのプロセスの決定に、

市民意見は反映されたのでしょうか、その点をお伺いします。

◎千葉企画部長 お答えいたします。

市民行政アセスについてでございますが、第6期総合計画には基本目標として、委員からも御指摘がありましたように、掲げる7つの大きな分野のもとに、136の施策があります。

市民行政アセスにおきましては、市民の関心が高いものや、特定の分野に偏らないような配慮をしながら、市民評価委員の意見も踏まえまして、例年8つの施策を抽出しているところでございます。

市民行政アセスにおきましては、議論を円滑に進めるため、さらにアドバイザー1名を置く体制をとりながら、1回約3時間の会議を年に8回程度開催して、時間をかけておるところでございます。

市民評価委員に、一つ一つ納得した評価をいただくには、現在の8つ程度が妥当な項目というふうに事務局では考えております。

また、市民評価委員におきましては、学識経験者1名、住民の意見を代表する者として、生活福祉、地域経済、総合調整、教育分野の4つの分野から各1名の計4名、それから、一般公募の2名の合計7名で構成をしております。

学識経験者におきましては、行政への造詣や幅広い知識に基づく評価をいただき、また、住民の意見を代表する方におきましては、第6期総合計画の策定時

に市民意見を反映するために設置いたしました、総合計画審議会の専門部会の所属団体でありました4つの団体から委員を御推薦いただきまして、それぞれの専門分野の知見による評価を、そして、一般公募の委員におかれましては、主に市民目線に立った評価をいただいているところでございます。

このように、市民行政アセスにおきましては、専門性や多角的な視点を踏まえて評価いただいているところでありますが、委員相互の意見交換を初め、意見を取りまとめながら、一定の評価を慎重かつ丁寧に行う規模としては、現状の7名程度が適当でないかと考えています。

なお、評価項目と市民委員の人数につきましては、市民の意見は伺っていないところであります。

以上です。

◆北山委員 これも、市民意見を聞かずに、7名の委員と8つの項目でよいだろうということを行政内部で決めたということですね。

それで、9月20日の総務文教常任委員会における質疑の中で、136の施策については、順次やれるものから8つずつ、市民行政アセスにかけていくというような説明を受けました。

単純に、施策評価の136項目を8で割ると、17年かかることになります。総合計画の10年間では、全ての施策は評価できない、市民評価の目に付すこと

はできないわけですが、評価会議の委員数を倍にして16項目ずつやるとか、多くの市民に参加してもらって、分科会形式でやるということもできると思うのですが、なぜ、そのように広く市民意見を反映させるような方策を用いないのか、その理由をお示してください。

◎千葉企画部長 現状の評価体制については、先ほど述べさせていただきましたけれども、毎年、全ての施策を評価して、市のホームページで公開するとか、市役所の公共施設などで閲覧できるような状態で、広く市民に紹介しているところでございますが、市民行政アセスにつきましては、評価における体制や時間などの課題がありますが、評価に市民意見を取り入れることは、行政評価の目的であります市民満足度を重視し、施策の推進を図る上で大切なことと考えております。

そのようなことから、今後、行政評価全体の中で、どのように、今まで以上に市民の意見を取り入れられるかなどは調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◆北山委員 先ほど御答弁があった今年度の評価会議の委員構成についてお尋ねをします。

住民の意見を代表する者という方が、4名選任されております。そのうち3名

が所属する推薦元の団体は、市から補助事業費を受け取っている利害関係団体というふうに私は見ました。

具体的に申し上げますと、千歳市商店街振興組合連合会は、商店街振興組合連合会補助事業費として433万7,000円、千歳市社会福祉協議会は、千歳社会福祉協議会支援事業費として6,754万8,242円、千歳市PTA連合会は、PTA活動支援事業費として36万6,000円の補助金を受けております。

今、ここで、推薦を受けた委員自身の資質がどうかということの問題視するわけでは全くございません。議事録を見せていただきましたけれども、なかなか骨太な御意見を言われている委員の方もいらっしゃるようです。

ただ、このような補助対象団体は、市にとってみれば明らかな利害関係者でありまして、その団体の構成委員である委員が、市に対して否定的な意見は述べられないというバイアスがかかるということは、容易に想像がつくと思うのです。

それで、7名中3名の委員の枠を、このように利害関係団体から招集していることに対して、公平公正を旨とする行政の姿勢に照らして、私は疑念を感じるわけですが、その真意をお尋ねいたします。

◎千葉企画部長 お答えいたします。

市民評価委員の7名の選出につきましては、先ほどお話をさせていただきましたのでカットさせていただきますが、先ほど言いましたように、行政評価委員

会の委員を専門的な分野からというのは、とても大切でございます。

さらに、先ほど委員からありましたように、その委員会での議論で、大変に厳しい意見を承っているものも多々あります。

そういう中で、我々の事務につきまして、将来に向けた意見も受けておりますので、大変、有意義な会議だし、各団体から派遣していただいた方の人格、資質についても、我々は十分に大事にしているところでございます。

そういうことで、利害関係云々によって、委員になられた方々が拘束されているという様子は全くございませんし、現実には、さっき言ったように、しっかりと指摘をいただきながら、評価していただいていると我々は認識しているところでございます。

以上です。

◆北山委員 先ほども申し上げましたけど、この委員の方々が、委員として意見を言うのに、ふさわしくない人物だということを私は申し上げているわけじゃないのです。推薦元の団体が、たまたまかもしれませんけれども、市から補助金を受け取っているので、要するに李下に冠を正さずということが必要なのじゃないでしょうかと私は申し上げているわけです。

学識経験者として、千歳科学技術大学の先生が参加をされております。今、公立化に向けた審議を行っている千歳科学技術大学が、いずれ市の補助金を受け

る立場になれば、大学が利害関係団体というふうに、みなされるようになってしまい、7分の4がそういう形になってしまう。

そういうことはないのだというふうに、企画部長は御答弁されましたけれども、委員の過半数について、市の考え方に同調していただける方をあえて選んでいる、ノーを言わない方を選んでいるというふうに、どうしても見られてしまう、そういうことを避けるべきなのじゃないかと。

それから、私は、今までの議事録も、ことしの7回の分についても読ませていただきました。大変、闊達な御意見が出ていて、先ほどおっしゃったように、厳しい御意見を言っている方もいらっしゃいます。

それはわかりますけれども、じゃあ、学識経験者あるいは住民の意見を代表する者として、経済団体とか福祉団体、教育団体の知見から、その立場の人じゃないと言えない意見があるかということ、そこまで具体的な御意見は余りないのかなという感じはいたしました。

ただ、これを一般公募の市民でやった場合に、どれだけ意見に差が出てくるかというのは、やってみなきゃわからないのですが、ちなみに、千歳市における利害関係者の定義と、各種審議会、協議会、委員会等に外部団体から委員等を招集する場合のルールについて、どのように規定されているか、参考までにお伺いしたいと思うのですか、お答えいただけますでしょうか。

◎佐々木総務部長 お答えいたします。

附属機関の委員の選任についてでございます。

選任につきましては、平成18年3月に、附属機関等の設置及び運営に関する指針ということで、ガイドラインを定めております。その中では、例えば、可能な限り公募を行うことですとか、そのほか、専門性や客観性などの確保が必要な場合においては、団体からの推薦もしくは個別に依頼をするということも可能にしております。

委員がおっしゃるとおり、推薦等を行った団体の中には、市から補助金を出しているところもありますけれども、それらの団体につきましては、市政を補完する団体として、それぞれの専門的分野の知見が期待できるということで、このガイドラインでは、あえて選任基準から除外することにはなっておりません。

それから、もう少し法的なお話をさせていただきますと、実質的な権限を持つところにそういう方を入れてしまうと、民法第108条に双方代理というのがありまして、例えば、発注側と受注側が同じ方とか、そういうことは避けるべきということなのですが、そこに抵触するのかどうかということでございますが、ただ、この評価委員につきましては、評価はしますけれども、例えば補助金を出すこと自体を決定する機関でもありませんし、あくまでも決定の参考に資するための御意見をいただく、それから、技術的な助言をいただくということになって

おりますので、そういう面で行きますと、双方代理の類推適用と言うのですが、そこには当たらないということで、基本的には問題ないかなと考えております。

以上です。

◆北山委員 この質疑をさせていただくに当たって、ちょっと私もいろいろ調べさせていただきましたが、国家公務員の倫理規程なんかを見ますと、補助対象団体及びその構成員である個人は明らかな利害関係者だということで、接触の仕方等についても厳しい規定が設けられておりますよね。そのところは、見解の違いということもございますので、次に移りますが、市民行政アセスの結果を見ますと、施策内容の方向性では、1事業が拡充で、7事業が維持、実施コストの方向性では、2事業が重点化で、6事業が維持ということになっています。縮小や、効率化の評価が出たものは一つもございません。

それで、拡大と重点化、広げる方向という、2つともプラスの方向の評価が出た唯一の事業が、学校給食の充実ということなのですが、こういうのも、なかなかタイムリーだなと思います。こういうところを見ても、どうも市の行政方針に対して確実にノーと言わないような格好になっているのじゃないかなと、どうしても思っちゃうのです。本当に、千歳市民のフラットな意見を代表している方々が集まっていらっしゃるのかと感じてしまうわけです。

もう一回、お聞きするのですけれども、市が公募や無作為抽出で集めた市民の

皆さんに同じ内容を諮ったとして、全て同じ結果が出るというふうに、本当に自信を持って思われるでしょうか。

◎千葉企画部長 お答えいたします。

行政評価につきましては、市民行政アセスという立場で、市民の意見を組み入れて評価していただいているところでございます。

それで、委員の方々につきましては、総合計画で部門的に担当していただいた団体から、改めて推薦ということで派遣していただいています。

その派遣元につきましては、それぞれ公益的な活動をしている団体でございますし、こういう行政の中で派遣していただいている方につきましては、そもそも自分たちの団体の中で主要的な活動をした方々、それぞれ経験を積んだ方々、町とかかわりを持った方々に委員を担っていただいています。そこにおける審議は、やはり、それなりの重さを持っていて、先ほど言いましたように、ちゃんとした意見を言っている経緯もございますので、そのことの裏づけになっているかというふうに私は思っております。

そして、それぞれ専門的、多角的な見地から、時間をかけて慎重に評価した結果として、先ほど言ったように、市民の意見を取り入れているものと我々は受けとめているところでございます。

以上です。

◆北山委員 堂々めぐりになるので、聞き方を変えたいと思いますけど、逆に、私が先ほど申し上げたように、一般の公募の市民あるいは無作為抽出の市民の委員に全部取りかえてしまった場合、市として何か困ることはありますか。

◎千葉企画部長 市民行政アセスの目的といたしましては、先ほどもお話ししましたように、専門的な知見ということも大変必要とする会議体にしておりまして、それプラス、市民公募による市民的な目線での会議という両面を持っておりますので、全てを市民の方というのは、なかなか難しいかというふうに思っております。

ただ、市民の皆さんへの情報提供といたしましては、市の広報とか公共施設において、この結果についてお知らせしていますので、見ていただいているというふうに考えております。

以上です。

◆北山委員 意見が、変わらないということですので、次に移ります。

行政評価システムの導入目的に、市民満足度を重視した施策事業の展開、市民へのアカウントビリティ（説明責任）の実行ということが記載をされております。

市民行政アセスに採択されたもの以外の事務事業並びに施策評価について、具体的に、どのような手法で市民満足度をはかっていらっしゃいますか。

また、市民満足度を重視するといいいながら、その満足度を評価項目に加えない理由は何でしょうか、お尋ねをいたします。

◎千葉企画部長 お答えいたします。

市民満足度の評価でございますけれども、各事業の推進に当たりましては、担当において事業を進める中で、日ごろ市民から寄せられる意見や要望などのニーズとともに、事業の利用状況などから、市民ニーズの動向を把握しているというふうに考えております。それら、市民ニーズを踏まえた事業を市としては進めているところでございます。

また、事務事業評価では、各事業について、必要性、市の関与の妥当性、経済性、効率性、有効性、手段の妥当性を評価しておりますが、その中で、事務事業の必要性ということで、市民ニーズの動向を評価項目として、市民ニーズを踏まえた評価をしているというふうに考えているところでございます。

◆北山委員 市としては、評価していただいているというふうに受け取っているようですけれども、先ほど来お尋ねしているように、評価方法の変更についても、別に市民意見を問わず、一切、市民の意見を聞かずに評価の中身を決めてしまっているという実情にありながら、市民の満足度をはかられているという解釈になること自体が、私としては、ちょっと理解に苦しみます。

平成28年度の行政アセスの報告書を見ますと、評価全般に関する指摘事項

の中で、委員の方から、数値化するのになじまない施策もあると思うが、施策の評価状況を正しく捉えることのできる成果指標の設定をしてもらいたいという、今、私が申し上げたことと同じような意見も出ています。

そして、日ごろの取り組みを第三者に明確に説明する市民評価会議を、担当者各自がこれまでの取り組みを再確認する機会としていただきたいという、行政に対する苦言も出ている。

また、実施されている事業の内容が充実しても、目的や意図、実際に実施されている内容について市民に伝わりにくいものもあるので、事業の情報提供においては、担当の取り組みや事業内容について、わかりやすさと伝える工夫をお願いしたい、施策の事業の実施において、担当課のみではなく、他施策との連携によって、さらに効果が見込めるものもあると思うので、担当部の垣根を超えた横の連携を重視した取り組みに期待したいと、全くそのとおりだと思います。

これらの指摘に対して、市としてどのようにお答えしていく所存なのか、お問い合わせをしたい。

◎千葉企画部長 市民行政アセスにおける意見につきましては、それぞれ、全庁的にフィードバックいたしまして、その意見については、職員に熟知させているところでございます。

なお、先ほども言いましたけども、さらに市民の満足度を市民目線ではかると

ということにつきましては、今まで以上に市民の意見を取り入れることについて調査研究をさせていただきたいというふうに考えているところです。先ほど言ったとおりでございます。

◆北山委員 時間の都合もありますので、この項目について最後の質問にしたいと思います。

先ほど、部長答弁の中で、市民行政アセスに対する評価対象項目の選定に当たっては、市民評価委員の意見を参考にしながらというような御答弁がございました。

9月20日の総務文教常任委員会における質疑の中で、平成28年度市民行政アセスにおいて評価対象施策となった8つの施策の選定方法について、小林委員が、行政に都合のよい8件をピックアップしたのじゃないですかという質問をした際に、第6期総合計画に記載された136の施策の中から、分野ごとにバランスよくと、先ほど部長がおっしゃっていましたよね。市民評価会議の委員の意見も踏まえながら、次年度の評価対象事業を選定しているという説明がありました。

つまり、これは、前年度の最後の会議で、次年度の評価対象施策を評価会議の委員に相談して決めているということなのかと推察したのですが、そこはどうなっていますか。

◎千葉企画部長 会議の最後となります2月の時期に、次年度の検討について
会議で諮っているところでございます。

◆北山委員 2月に会議をされているのですか。

◎千葉企画部長 実施しております。

◆北山委員 話し合いがされているということですが、議事録についてはホームページに載せていると思うのですが、私も見ましたけれども、そういったところは全然公表されていないですね。どういう話し合いがされて、この8項目が選定されたという、7委員との話し合いが行われた経過については記録が残っておりますか。議事録は、公開できますか。

◎千葉企画部長 会議結果につきましては、一字一句全ての公表ということではなく、概要ということでございますけれども、その資料を私は、今、持っていません。どういった形で公表したか、詳細は受けていませんので、わかりません。

◆北山委員 出せるのであれば、資料請求をしたいと思います。

◎千葉企画部長 持ち帰って検討しまして、出す方向で調整したいというふう
に考えております。

◆北山委員 それでは次に、項目2の老人福祉費について、3款1項3目に移ります。

決算書の207ページの、高齢者生活支援事業費、高齢者除雪サービス事業委

託料の決算額417万2,150円について伺います。

この委託料につきましては、社会福祉協議会が毎年行っている高齢者除雪サービス事業の原資に充てられているものと理解をいたしますが、この事業が採択された経過及び事業を社会福祉協議会に委託した経過について改めて伺いをいたします。

◎三崎保健福祉部長 お答えいたします。

除雪サービス事業についてでありますけれども、本事業は、除雪の労力の確保が困難な高齢者の方あるいは障がいのある方などに対して、緊急時の避難路等を確保することにより、地域で安心して生活ができる環境等を整備することを目的として、平成6年度より、社会福祉協議会に市が運営を委託して実施しております。

本事業実施の経緯でありますけれども、平成5年以前につきましては、社会福祉協議会が、地域ボランティア等を組織しまして、住民相互の助け合い活動の一つとして、独自事業で、昭和56年度より本事業を開始し、実施していたという経過がございます。

それで、北海道で平成5年度から11年度まで実施していた高齢者地域ケア推進特別対策事業というものがありまして、この事業の中で、市町村が実施主体として実施する除雪サービス事業に対して、適切な運営の確保が認められる社

会福祉法人等に委託することが可能とされておりましたことから、当時、市民へのサービスの向上が図られるものと判断いたしまして、市が実施主体となり、千歳市社会福祉協議会に運営を委託することになったものであります。

以上です。

◆北山委員 わかりました。

この除雪サービスを、受けられる対象世帯は、おおむね65歳以上の居住者のみで構成された世帯で、町内会が必要というふうに認めた者、また重度の身体障がい者や中度の肢体不自由者等のみで構成されている世帯などとされておまして、町内会長と民生委員の連名で、除雪サービス事業対象名簿を町内会から社協に提出した後に、除雪支援体制が決定されるという理解で間違いないかなと思うのですが、平成28年度に除雪サービス事業の対象となった世帯の総数、それから内訳を教えてくださいませんか。

◎三崎保健福祉部長 平成28年度の実績ということではありますが、全体で621世帯となっております。このうち、高齢者世帯が600世帯、障がい者世帯が21世帯となっております。

以上です。

◆北山委員 それで、支援体制としては、町内会に除雪支援者がいる場合については、1世帯当たり年間7,000円の助成金が社会福祉協議会から町内会に交

付されて、町内会で支援できない場合は、社協が企業ボランティア等に支援依頼をすることとなっておりますけれども、平成28年度において、企業ボランティアに委ねられた対象世帯数と、企業ボランティアとして登録された企業数及び配備された除雪人員について、おわかりであれば、お伺いしたいと思います。

◎三崎保健福祉部長 お答えいたします。

除雪サービス事業は、先ほども触れましたけれど、地域住民の相互の助け合い活動に根差すものであり、基本的には、町内会を担い手として行われているわけでありまして、主に町内会未加入の方が多いとお聞きしておりますが、町内会が対応することができない場合には、協力団体として千歳市シルバー人材センター、企業ボランティアとして千歳市環境整備事業協同組合、この2者に協力をお願いしているところであります。

平成28年度の実績といたしましては、シルバー人材センターについては83世帯、千歳市環境整備事業協同組合については4世帯の支援をお願いしまして、合計で87世帯ということになっております。

除雪の人員であります、シルバー人材センターにおきましては、原則として、対象世帯の近隣に住む会員の方が対応されており、千歳市環境整備事業協同組合におきましては、組合員である各事業者それぞれで調整していただいて、協力体制を構築しているということで、当日の除雪状況と世帯からの申し出により、

柔軟に対応しているというふうに承知しております。

以上です。

◆北山委員 除雪人員については、固定されていなくて、何人とは言えないという事でよろしいですか。

◎三崎保健福祉部長 その時々に応じて、対応するという事で、人員としてのデータのものは承知しておりません。

以上です。

◆北山委員 わかりました。

実際に降雪があった場合、どのような手順で、企業ボランティアであるシルバー人材センターの方々あるいは千歳市環境整備事業協同組合の皆さんが対象世帯に派遣されるのか、具体的な流れをお示してください。

◎三崎保健福祉部長 お答えいたします。

対応の流れということでもありますけれども、いずれの法人も、除雪支援の必要が生じた場合には、その都度、対象世帯の方から、窓口となっている社会福祉協議会に対し、除雪支援の電話連絡をしていただくということ、まず初めにお願いしているところであります。それを受けた社協では、シルバー人材センターあるいは千歳市環境整備事業協同組合に対して、対象世帯への派遣を要請するといった形で御利用いただいております。

以上です。

◆北山委員 ありがとうございます。

これは、私の町内会の実例なのですが、昨年、初めて社協側に除雪を依頼した高齢者単身世帯が1件ございました。皆さんも、覚えていらっしゃると思うのですが、11月6日、季節外れの大雪が降って、新千歳空港も閉鎖されて何十便も欠航が出たという日ですが、たまたま日曜日で、除雪支援が行われず、近所の方から、玄関が雪で埋まっているという通報をいただきまして、翌日になってから、町内会役員で慌てて玄関先の除雪を行うという事態が起きました。

翌月、12月に入って、クリスマスの直前の22日から23日にかけて、断続的な大雪が降りました。このときも、23日が天皇誕生日で祝日だったということもありまして、同様に除雪支援が行われず、翌日になってから、町内会の有志で該当世帯の除雪を行ったということでもあります。

いずれも、休日、夜間、祝日という条件ですから、社協に電話をかけてもつながらなくて、御本人としても、どうにもできなかったという実情がございます。両日とも、相当な降雪量でしたから、仮にですけれども、ストーブの排気回りが塞がれた場合、気づくのがおくれれば、一酸化炭素中毒などの事故を招きかねないという危険性もあったと思われまます。

町内会の多くは、自分たちが直接支援できるのならやるのです。この方につい

ても、前年度までは、やっていただける方がいたので、町内会で全部やっていたのですが、その方が、御高齢で体が悪いので、今年度から勤弁してほしいということで、初めて社協のほうに登録させていただいたと。

それで、自分たちが直接支援できない世帯のみを委ねているにもかかわらず、必要なときに確実に除雪することができないという制度では、やっぱり危険だと。できれば、今年度以降、除雪支援が行われない状況が皆無となるように、委託先の社協を含め、抜本的な改善策を講じるように市から求めることが必要かと考えますが、その点はいかがでしょうか。

◎三崎保健福祉部長 お答えいたします。

土日の除雪支援が行われないというのは、実態としてそのとおりです。

その状況についてでありますけれども、現在の体制の中では、シルバー人材センターあるいは環境整備事業協同組合においては、それぞれの組織体制の中で、会員の方あるいは社員の方の他の仕事のやりくり等、シルバー人材センターについては、実質的に作業される方に労賃を払うという形で対応していただいている状況がございまして、あわせて社協を窓口にしていて、その都度、支援の依頼が必要だということで、社協が休みの日、土日、祝日、それから年末年始については、どうしても稼働ができないというのが現状でございます。

いつもお話ししますが、当市は全道一若い町であり、この10月1日では高齢

化率も22%ということで、今後、高齢の方もふえますし、除雪支援を必要とする世帯については、今まで、町内会、住民相互の助け合いでやってきたわけですが、それではどうしても賄えない世帯が、今後、ふえる可能性もあるということは認識しているところであります。

当市だけではありませんけれども、団塊の世代が75歳以上になる平成37年に向けては、介護が必要な状態になっても、住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を進めておりまして、ことし5月には、新しい制度で生活支援コーディネーターという推進員を配置しまして、地域で不足する支援の開発あるいは住民主体の活動と、社会福祉法人等の多様なサービス提供者とのネットワークづくりを進めるということで、住民ボランティアの支援などを通じた生活支援の担い手の育成を図ることを目指しております。

除雪サービス事業の実施に当たりまして、本市の高齢化率の上昇を踏まえて、町内会などの住民相互の支え合いではカバーできないケースなどに対して、有志の方あるいはボランティアの確保など、除雪支援の新たな担い手の確保が課題になっているというふうに考えております。

市といたしましては、今後、地域包括ケアシステムの構築を進めていく中で、除雪支援サービスについても、他市の実施状況なども参考にしながら、担い手と

なる協力団体あるいは企業等のボランティアの確保、育成などの手法について、現時点ではまとまった考え方はないのですけれども、今後、社協とも相談しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◆北山委員 今、部長から御答弁があったとおり、今後、高齢化や町内会の担い手不足がますます進行していきますので、町内会に委ねるのは一層厳しくなっていくことは間違いないと思いますから、町内会の枠にとられない広域的な観点からの組織づくりといったことも踏まえて、今後、対応を考えていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

最後、3番目、清掃総務費、4款2項1目、決算書242ページ、決算額4,311万9,805円、資源回収事業費、ちとせ環境と緑の財団補助金についてお伺いをいたします。

まず、平成28年度に交付された財団への補助金は4,311万9,805円でございますけれども、これら補助金が財団の事業費にどのように配分され、また充当率はどの程度なのか、お示しをいただけないでしょうか。

◎伊賀市民環境部長 お答え申し上げます。

市が、財団に交付いたしました、清掃総務費に係る補助金4,311万9,805円につきましては、公共的事業といたしまして、資源化推進事業を行うために

要する経費と管理費に充てられております。

資源化推進事業の経費といたしましては、全体で3,303万1,675円であり、内訳といたしましては、町内会等の団体に支払う資源回収奨励金に1,158万4,240円、人件費に1,568万6,602円、リサイクルフェスティバルなどの展示会費に74万4,362円、クリーンアップ推進員の謝礼に72万6,000円などとなっております。

また、財団管理費といたしましては、全体で1,008万8,130円あります。内訳といたしましては、人件費に605万4,106円、施設維持費に64万8,650円、車両関係経費に26万8,741円などとなっております。

なお、これらの経費につきましては、全額、市からの補助金が充てられております。

以上でございます。

◆北山委員 充当率は、100%ということですね。わかりました。

町内会、自治会が回収する集団資源回収と、市が直接回収する4種資源物の中で、空き缶が重複しております。

事前にいただいた資料によれば、過去5年間に市から財団へ交付された補助金額及び財団から町内会へ交付された奨励金の額は、ともに、だんだんと減る漸減傾向にあるわけですが、集団資源回収実績が減り続けている主な要因

は何だというふうにお考えでしょうか。

また、平成28年度の集団資源回収における空き缶の回収実績と、財団から交付された空き缶分の交付金の額を教えてくださいたいと思います。

◎伊賀市民環境部長 お答え申し上げます。

集団資源回収物の回収量が減少傾向にある理由についてでございますが、集団資源回収量につきましては、平成28年度は約2,896トンであり、前年度比545トンの減、割合といたしましては16%の減となっております。

この要因といたしましては、資源回収量全体の9割を占める古紙類、とりわけ新聞紙については、インターネットなどの情報入手手段の発達、また多様化によりまして、購読量自体が減少していることに加えまして、チラシについても減少傾向にあること、さらに、民間の資源回収事業が活発に展開されていることなど、このようなことが大きな要因と考えております。

次に、平成28年度の集団資源回収における空き缶の回収実績と、その交付金額についてでございますが、回収量は約125.5トン、また財団から町内会等に交付された集団資源回収奨励金のうち、空き缶相当分の額は50万2,140円となっております。

以上でございます。

◆北山委員 事前に、平成28年度の市による空き缶の回収実績と、それをリサ

イクル事業者に供したことに伴う収入実績額を資料としていただいたのですが、これを見ますと、平成28年度は、空き缶類の回収量が前年度よりもふえているにもかかわらず、売却に伴う収入が374万2,000円も減少しております。この理由は何でしょうか。

◎伊賀市民環境部長 お答え申し上げます。

市が、回収した空き缶の売却に当たりましては、3カ月に1度、リサイクル業者と見積もり合わせを行い、適正単価で売却できる業者を選定しております。

回収実績が、ふえているにもかかわらず、売却収入が減少している要因でございますが、平成28年度の売却単価が、平成27年度と比較いたしまして、スチール缶の単価で約20%の減、アルミ缶の単価で約33%の減となっており、売却単価が下がったことによるものでございます。

ちなみに、4月から9月までの売却単価の状況といたしましては、平成28年度と比較いたしまして、スチール缶で約41%の増、アルミ缶で約22%の増まで持ち直している状況でございます。

以上でございます。

◆北山委員 もし、わかったら結構なのですが、そういうふう取引単価が上がったり下がったり、波を打つ原因は、需要からくるものなののでしょうか、それとも、回収の方法というか、回収量によるものなののでしょうか。

◎伊賀市民環境部長 アルミ缶、スチール缶につきましては、世界的な鉄の需要の増減によりまして、その時々で単価が大きく変わるというふうに承知しております。平成28年度当時は、中国において鉄が余っている状況があったというふうに承知しております。

以上でございます。

◆北山委員 話題を変えます。

私は、ある町内会からお尋ねをいただいたのですが、この町内会が、資源物回収のとき、ごみステーションに収集車が来る前に、そこに出された空き缶を回収した、そのことを理由に、市の適正ごみ処理推進員から、ごみステーションにある資源物等の持ち出しはしないでくださいと指導されたという話を伺いました。

その事実が、どうかということではないのですけれども、仮に、このような行為が行われた場合、法や条例などに反する行為となるのかどうか、また実際にそのような指導を行っているのかという事実をお尋ねしたいと思います。

◎伊賀市民環境部長 指導の経緯についてでございますけれども、平成27年度当時に、市の適正ごみ処理推進員が、ごみステーションの不適正排出を調査したところ、町内会が設置したごみステーションにおいて、ごみボックスの中の4種資源物の袋をあけて空き缶を持ち出している方がいるとの報告があったため、直ちに市職員が現地に向かいまして、空き缶を持ち出している状況を確認したも

のでございます。

なお、職員が確認をしたところ、持ち出した方は町内会の役員ではなかったと報告されておりますが、一般家庭からごみステーションに排出されたごみの処理につきましては、千歳市一般廃棄物処理計画に基づき、市が収集運搬及び処理を行っており、適正な分別や排出方法について、クリーンシティちとせ等で周知しているところでございます。

ごみの排出者以外の一般の方が、勝手にごみをあけるなどして持ち出すことは、市の収集運搬及び処理はもとより、個人情報の保護の観点からも、ごみの収集に支障を来す不適切な行為であること、また周辺の住民の方から、不審な方がいると通報もありましたことなどから、そのような行為を行わないよう指導したところでございます。このことについては、町内会等に対しましても同様をお願いした経緯がございます

以上でございます。

◆北山委員 ごみステーションの設置と管理は、町内会、自治会に委ねられていると思うのです。そういうことを考えますと、これは考え方になるのですが、例えば、市の収集車が回収に来るまでの間は、ごみステーション内にとめ置かれた資源物についても、町内会、自治会の管理下にあるものという解釈もできるのじゃないか、そういう見方もできるのじゃないかと思います。

要は、個人がそこに出されて、市の収集車が来るまでの時点で、資源物の所有権は市にあるのか、町内会にあるのか、そこに投棄した個人の方にあるのか、市としてどういうふうにお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

◎伊賀市民環境部長 お答え申し上げます。

町内会が、管理しておりますごみステーションに排出された資源物の所有権につきましては、一般的に、資源物の排出者は、市に回収されることを前提に、ごみステーションに排出されているものと考えられますことから、市が回収することによって、その所有権や占有権は市に移転、継承されるという判例がございます。

このことから、市が回収するまでにつきましては、基本的には、所有権は排出者にあるものと認識をしております。

以上でございます。

◆北山委員 集団資源回収においては、戸別回収にしているところ、資源庫で管理、そのほかにも、ごみステーション付近に集積させるといった町内会もあるというふう聞いております。

今回の話も、ごみステーションから資源物を持ち出さないでくださいと指導された。要は、空き缶ですよ。両方で、かぶっているのは空き缶だけですから、空き缶を持ち出さないでくださいという指導があったと、この町内会からして

みたら、そんなの、ほかの町内会でもみんなやっているでしょう、何で、うちだけがそんなことで怒られるのかという話が一番根底にあるわけなのです。

今、部長が御答弁されたように、市が収集すべきものとして判例も出ている、それを持ち出すことは、違法とは言えないまでも、好ましくない行為なのだということをしかりと認識されているのであれば、空き缶のように、市と町内会が重複して回収している資源物については、回収方法について公正なルールを定めて、ごみステーションや集団資源回収を管理する町内会や排出する市民に対して、こういうふうに出してくださいとか、収集については、町内会で戸別に集めたもの以外のごみステーションから持ち出さないでくれということについて、広報等で周知徹底を図っていただきたいと思うのですが、この点について市の御見解を伺います。

◎伊賀市民環境部長　ごみステーションの管理につきましては、町内会や共同住宅の所有者または管理者が、設置基準に基づきまして設置し、維持管理を行っております。

また、資源物の回収につきましては、市が、4種資源物、プラスチック容器、包装を回収しているほか、町内会等が独自に資源回収を実施しております。

各町内会におかれましては、集団資源回収として、資源庫回収や戸別回収のほか、ごみボックスの近くに回収箱を別途設置して空き缶を回収するなど、独自に

資源の回収方法を決めて、ごみの減量化、資源化に取り組まれているところでございます。

一般家庭から、ごみステーションに排出されるごみにつきましては、千歳市一般廃棄物処理計画に基づき、市が収集運搬、処理をしております、それを、排出者以外の方が勝手にごみ袋をあけるなどして持ち出すことは、市の収集運搬及び処理はもとより、個人情報の保護の観点などからも、不適切な行為と考えておりますが、一方で、本来であれば、ごみは個人が適正に分別をして排出することが基本でございまして、その中で、一部、分別が守られない状況があり、ごみステーション内の不適正なごみについて、町内会等の御協力を得て分別しているという現状があるのも事実でございます。

このことから、市といたしましては、町内会の役員の方が不適正に排出されたごみを分別することや、自主的に地域の方々と話し合い、空き缶などの資源になるごみを分別して回収することなどにつきましては、ごみステーションの適正管理のために行われてきたという、これまでの町内会等の取り組みを尊重しております。

今後、適正ごみ処理推進員やクリーンアップ推進員等に、資源物の回収等について意見を伺いながら、ごみの適正な分別や排出方法の徹底など、町内会等が円滑に維持管理できますよう、連携して取り組むとともに、広報ちとせやホームページ

ージなどで市民に周知するなど、引き続き支援をしてみたいと考えております。

以上でございます。

◆北山委員 今、おっしゃられた点ですけれども、こっちはよいけど、こっちはだめだよというふうに、町内会、自治会によって、指導を受けるところと受けないところが出てくると、今みたいな不信感とか不満ということにつながると思っていますので、だめなものはだめとか、どこまではよくて、どこからはだめとか、一定のしっかりとしたルールを決めていただきたい。

先ほど、個人のプライバシーの部分があるとおっしゃいましたけど、例えば、青いごみ袋の燃えるごみの中に、親書といった、個人の名前などが特定できるようなものが入っている可能性があるのではというのわかります。

逆に言えば、資源物の回収袋の中にそういったものが入っている可能性は非常に低く、また燃えないごみの袋に入っている可能性も非常に低いという中で、混入している資源物を出すことは構わないというのであれば、その点も踏まえて、きちっとした広報をしていただきたいということだけを最後に申し上げて、私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○岡部委員長 これで、北山委員の質疑を終わります。